

2009年6月2日
弁護士 早川明伸

NTLO REVIEW

工業機器メーカー事件にみる株主優待制度

1. 事案の概要

ある工業機器メーカー（以下、「会社」といいます）の筆頭株主となったAが、2007年6月の株主総会で取締役、監査役選任議案について、株主提案を行い、会社とAとの間で激しい委任状争奪戦が行われました。

この総会に先立って、会社は、株主7323名に対し、1人あたり500円分のクオカードを送付しました（総額452万円1990円）。A社側、B社側の提案のいずれに賛成しても、どのような形で議決権を行使しても、クオカード1枚を交付するというものでした。

ところが、会社が株主に送付した書面には以下のような文言が記載されていました。

「本年6月開催の株主総会は、当社の将来に係わる重要な株主総会となります。

是非とも、会社提案にご賛同のうえ、議決権を行使して頂きたくお願い申し上げます。」

この記載とともに、上記文章には、下線と傍点を施して、クオカードと会社側に賛成への議決権行使を関連づける記載がなされていました。

裁判所は、上記事実等から、クオカードの贈呈は、会社提案へ賛成する議決権行使の獲得をも目的としたものであると推認できるとして、会社法120条1項の禁止する利益供与に該当すると判断しました（会社とAは東京高裁で和解しています）。

2. 株主優待制度への影響

上記判断は株主優待制度に影響を与えるでしょうか。

本件は、委任状争奪戦という特殊な状況であり、一般的な株主優待制度の場面とは異なります。しかし、裁判所は、全ての株主に対し平等にクオカードを交付し、会社に与える財産的影響もわずかであるにもかかわらず、会社提案へ賛成する議決権行使の獲得を目的としたものである場合には、利益供与に該当すると判断しています。

株主優待制度は、個人株主を獲得することを目的として導入されています。しかし、会社側が、株主に対し、総会における具体的議案に対する株主の支持を得るために、株主優待制度を導入しようとしていると見られると、裁判所が示した「会社提案へ賛成する議決権行使の獲得をも目的としたものである場合」に該当する可能性が出てきます。

本判決は、株主優待制度を導入するにあたって、議案とは無関係に、一般的に個人株主の獲得を目的とするためであるのかどうかを、会社は慎重に検討しなければならないことを示したものと考えることができます。

株主優待制度を導入されている会社、また、今後導入を検討されている会社も、株主優待制度が利益供与にあたらぬのか、という点を改めて慎重に検討してみる必要があります。

以上